



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年1月23日火曜日 第1829号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧（4件）.....	113
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	113
道路の区域変更（一般国道379号）.....	114
道路の供用開始（ " ）.....	114
道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....	114
道路の供用開始（ " ）.....	114
特定計量器の定期検査の実施.....	115

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	116
----------------------------	-----

### 告 示

#### ○愛媛県告示第99号

県営中山間地域総合整備事業内山地区（椎ノ木工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年1月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧期間  
平成19年1月24日から2月21日まで
- 3 縦覧場所  
内子町役場

#### ○愛媛県告示第100号

県営中山間地域総合整備事業東宇和東部地区（田穂工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年1月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧期間  
平成19年1月24日から2月21日まで
- 3 縦覧場所  
西予市役所城川総合支所

#### ○愛媛県告示第101号

県営中山間地域総合整備事業内山地区（藤社工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関

係書類を縦覧に供する。

平成19年1月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧期間  
平成19年1月24日から2月21日まで
- 3 縦覧場所  
内子町役場

#### ○愛媛県告示第102号

県営経営体育成基盤整備事業広見地区（牛野川工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年1月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧期間  
平成19年1月24日から2月21日まで
- 3 縦覧場所  
鬼北町役場

#### ○愛媛県告示第103号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中村上地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年1月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中村上地区）計画書の写し
  - (2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成19年1月24日から2月21日まで
- 3 縦覧場所  
久万高原町役場

#### ○愛媛県告示第104号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中村下地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項

において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中村下地区）計画書の写し

- (2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成19年 1月24日から 2月21日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場

○愛媛県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	379号	伊予郡砥部町川登1005番3から 同町川登1042番1まで	旧	メートル 5.0～12.0	キロメートル 0.175	
			新	13.0～55.0	0.175	

○愛媛県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	379号	伊予郡砥部町川登1005番3から 同町川登1042番3まで	平成19年 1月23日

○愛媛県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	大洲市河辺町横山224番1地先から 同町横山201番1地先まで	旧	メートル 5.3～15.1	キロメートル 0.175	
			新	12.0～28.4	0.175	

○愛媛県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	内子河辺野村線	大洲市河辺町横山224番1地先から 同町横山201番1地先まで	平成19年 1月23日

○愛媛県告示第109号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、伊予郡砥部町、四国中央市、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、伊予市、東温市、西条市及び越智郡上島町の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、平成19年4月1日から12月28日までの間において実施する。

平成19年 1月23日

愛媛県知事 加戸守行

検査日時	検査場所	検査区域	対象となる特定計量器
平成19年午前10時から 5月7日午後2時まで	砥部町中央公民館	砥部町	非自動はかり (計量法施行令第5条第1号又は第2号に掲げるもの及び同政令附則別表第2に掲げるものを除く。)分銅 定量おもり
" 8日午前10時から 午前11時30分まで	砥部町商工会館		
" 8日午後1時から 午後3時まで	砥部町広田支所		
" 14日午前10時30分から 午後3時まで	寒川公民館	四国中央市	
" 15日午前10時30分から 午前11時30分まで	中之庄公民館		
" 15日午後1時から 午後3時まで	三島公民館		
" 16日午前10時30分から 午後3時まで	四国中央市民会館 三島会館		
" 17日午前11時から 午後2時まで	新宮公民館		
" 18日午前10時30分から 午後3時まで	四国中央市 川之江総合支所		
" 21日午前10時30分から 午後3時まで	四国中央市民会館 川之江会館		
" 22日午前10時30分から 午前11時30分まで	金田公民館		
" 22日午後1時から 午後3時まで	上分公民館		
" 23日午前10時30分から 午後3時まで	土居文化会館		
" 24日午前10時30分から 午後2時まで	土居文化会館	久万高原町	
6月4日午前10時から 午前11時まで	松山市農協 父二峰支所		
" 4日午後1時から 午後2時まで	久万高原町公民館 下畑野川分館		
" 4日午後2時30分から 午後3時30分まで	直瀬住民センター		
" 5日午前10時30分から 午後3時まで	久万高原町役場		
" 6日午前11時から 午後2時まで	久万高原町役場 面河支所		
" 7日午前10時30分から 午後2時まで	農村環境改善センター		
" 8日午前10時から 午後2時まで	ふるさと創造の館 こかけ		
" 11日午前10時から 午後2時まで	松前町東公民館	松前町	
" 12日午前10時から 午後2時まで	松前町西公民館		
" 13日午前10時から 午後2時まで	松前町北公民館		
" 14日午前10時から 午後3時まで	松前町役場		
" 18日午前10時から 午後3時まで	中山農産物選果場		

" 19日午前10時から 午後3時まで	から まで	ふたみ基幹集落センター	伊予市	
" 20日午前10時 正	から まで	下灘コミュニティセンター		
" 20日午後2時 午後3時	から まで	大平地区公民館		
" 21日午前10時 午前11時30分まで	から まで	上野地区公民館		
" 21日午後1時 午後3時	から まで	中村地区公民館		
" 22日午前10時 午後3時	から まで	福祉文化センター	東温市	
" 25日午前10時 午後3時	から まで	東温市川内公民館		
" 26日午前10時 午前11時30分まで	から まで	J A えひめ中央 拝志支所		
" 26日午後1時30分 午後3時	から まで	J A えひめ中央 南吉井支所		
" 27日午前10時 午後3時	から まで	J A えひめ中央 重信支所		
9月3日午前10時30分 正	から まで	西条市農協 氷見支所		西条市
" 3日午後1時30分 午後3時	から まで	西条市農協 橘支所		
" 4日午前10時30分 午後3時	から まで	西条市農協 大町支所		
" 5日午前10時30分 正	から まで	西条市農協 神戸支所		
" 5日午後1時30分 午後3時	から まで	西条市農協 飯岡支所		
" 6日午前10時30分 午後3時	から まで	西条市農協 中央支所		
" 7日午前10時30分 正	から まで	西条市農協 中央支所		
" 7日午後2時 午後3時	から まで	周桑農協 石根支所		
" 10日午前10時30分 午後3時	から まで	西条市 小松総合支所		
" 11日午前10時30分 正	から まで	中川公民館		
" 11日午後1時30分 午後3時	から まで	田野公民館		
" 12日午前10時30分 午後3時	から まで	丹原公民館		
" 13日午前10時30分 正	から まで	丹原公民館		
" 13日午後1時30分 午後3時	から まで	周布公民館		
" 14日午前10時30分 正	から まで	国安公民館		
" 14日午後1時30分 午後3時	から まで	三芳公民館		
" 18日午前10時30分 午前11時30分まで	から まで	吉岡公民館		
" 18日午後1時 午後3時	から まで	壬生川公民館		
" 19日午前10時30分 午後2時	から まで	壬生川公民館		
10月2日午後0時25分 午後0時55分まで	から まで	魚島開発センター	上島町	
" 3日午前9時 午前11時30分まで	から まで	生名島開発総合センター		
" 3日午後1時 午後4時	から まで	上島町役場		
" 4日午前10時 正	から まで	岩城生活文化センター		

## 公 告

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年 1月11日	特定非営利活動法人 松野まちづくり青年会議	二 宮 直 司	北宇和郡松野町大字松丸354番地 1	この法人は、松野町の豊かな自然環境と個性的な歴史文化資源を活用して、地域間交流の促進による産業経済の活性化、住民や観光客の自然を愛する心の醸成、まちづくりを担う多様な人材の育成などの事業を展開するとともに、青壮年層の地域づくりに関する意見やアイデアを集約して関係機関に提言し、もって住民主導による活力に満ちたまちづくりの推進に寄与することを目的とする。